



第 7 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月19日（木曜日）
午前10時30分
（受付開始：午前10時）

開催場所

東京都世田谷区北沢二丁目5番2号
下北沢ビッグベン地下2階
下北沢CLUB Que

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 吸収分割契約承認の件
第3号議案 定款一部変更の件

株式会社 y u t o r i

証券コード 5892

証券コード 5892
(発信日) 2025年6月4日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月27日

株 主 各 位

東京都世田谷区北沢二丁目5番2号
株式会社 y u t o r i
代表取締役社長 片 石 貴 展

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。万障お繰り合わせの上、ご出席いただけますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第7回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://yutori.tokyo/ir/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」[縦覧書類／PR情報]を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法(インターネット)により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月18日(水曜日)午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 2025年6月19日(木曜日) 午前10時30分(受付開始 午前10時)
2. 開催場所 東京都世田谷区北沢二丁目5番2号 下北沢ビッグベン地下2階 下北沢 CLUB Que
3. 目的事項
報告事項
 1. 第7期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役4名選任の件
- 第2号議案 吸収分割契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、本書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告の「企業集団の現況に関する事項」のうち「事業の経過及び成果」「対処すべき課題」「主要な事業内容」「主要な事業所」「従業員の状況」「主要な借入先及び借入額」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「会社の株式に関する事項」のうち「大株主」「その他株式に関する重要な事項」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会社役員に関する事項」のうち「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」「社外役員に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「会社の体制及び方針」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」、「会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結貸借対照表」、「連結損益計算書」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ・計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 - ・監査報告の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告」、「計算書類に係る会計監査人の監査報告」、「監査役会の監査報告」
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するように返送ください。

行使期限

2025年6月18日(水)
午後7時までに到着

インターネット



当社指定の議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2025年6月18日(水)
午後7時までに行使

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月19日(木)
午前10時30分

議決権行使書の賛否の取り扱い

- ・ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされていない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- ・同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

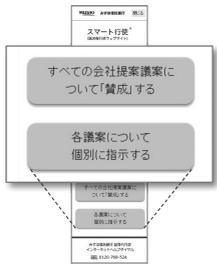
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

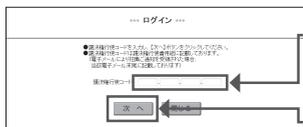
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

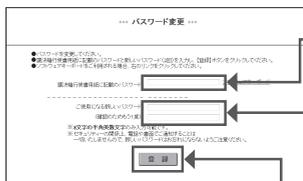
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

受付時間
年始年末を除く
午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役4名が任期満了となります。つきましては、取締役4名を選任することをお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の地位	出席回数/ 取締役会
1	かた いし たか のり 片 石 貴 展 再任	代表取締役社長	13回/13回
2	せ の くち かず ま 瀬之口 和 磨 再任	取締役副社長	13回/13回
3	ひろ せ ふみ のり 廣 瀬 文 慎 再任 社外	取締役	13回/13回
4	さ さ き しょう へい 佐々木 翔 平 再任 独立役員 社外	取締役	13回/13回

【参考】 候補者一覧

社外 社外取締役候補者

独立役員 証券取引所届出独立役員

1 ^{かた いし} 片石 ^{たか のり} 貴展 (1993年12月25日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

1,720,200株
(内、間接所有分
444,300株)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2016年4月 株式会社アカツキ 入社
2018年4月 当社設立
当社代表取締役社長 就任(現任)

■ 取締役在任年数

7年2カ月

■ 取締役候補者とした理由

当社の創業期より、当社の経営を指揮し、当社グループの業績拡大を推進してまいりました。当社経営全般に対する豊富な経験と卓越した知見を有しております。当社グループのさらなる発展のために、引き続き選任をお願いするものです。

■ 取締役会への出席状況

13回/13回(100%)

2 ^{せ の ぐち} 瀬之口 ^{かず ま} 和磨 (1992年6月25日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

141,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2018年6月 当社 入社
当社取締役副社長 就任(現任)

■ 取締役在任年数

7年

■ 取締役候補者とした理由

当社の創業期より、当社の経営を指揮し、当社の資本政策を統括するとともに業務提携の推進や新規事業の立ち上げ等、当社事業拡大を牽引してまいりました。当社経営全般に関する経験と卓越した知見を有しております。当社グループのさらなる発展のために、引き続き選任をお願いするものです。

■ 取締役会への出席状況

13回/13回(100%)

■ 所有する当社株式の数

1,500株

■ 取締役在任年数

4年9カ月

■ 取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年 4月 株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行
 2005年 8月 日興コーディアル証券株式会社 (現S M B C日興証券株式会社) 入社
 2007年 5月 株式会社スタートトゥデイ (現株式会社ZOZO) 入社
 同社内部監査室長就任
 2010年 8月 同社経営管理本部長 就任
 2012年 4月 同社E C事業本部長 就任
 2017年 7月 同社経営管理本部長 就任
 2019年 5月 同社執行役員経営管理本部長 就任
 2019年 7月 株式会社ココペリ監査役 就任 (現任)
 2020年 7月 同社E C事業本部執行役員兼E C事業本部長
 同社M S P事業本部執行役員 就任
 2020年 9月 当社取締役 就任 (現任)
 2021年 2月 株式会社ZOZO執行役員カテゴリ推進本部執行役員 就任
 2021年 6月 同社取締役兼COO 就任 (現任)
 2023年 12月 株式会社ヒュープロ取締役 就任 (現任)

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割

株式会社ZOZOなどにおいて要職を歴任し、現在も複数の企業において経営に携わるなど、企業経営やアパレル産業に関する豊富な経験・見識を有しております。これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の監督及び経営全般の助言をしていただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社ZOZO 取締役兼COO
 株式会社ココペリ 社外監査役
 株式会社ヒュープロ 社外取締役

4 佐々木

さ さ き

翔平

しょう へい

(1984年9月10日生)

再任

社外

独立役員

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 取締役在任年数

1年7カ月

■ 取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年4月	株式会社アエリア 入社
2007年7月	株式会社クレゾー 代表取締役 就任
2008年12月	株式会社アエリアエステート設立 代表取締役 就任
2011年4月	株式会社アクワイア 入社
2011年11月	株式会社クラウドワークス設立 入社
2012年11月	同社取締役就任
2018年1月	株式会社ビズアシ 監査役 就任
2018年1月	株式会社graviiee 監査役 就任
2018年1月	株式会社ブレーンパートナー 監査役 就任
2018年6月	F I S M株式会社 取締役 就任
2018年9月	LeapMind株式会社 取締役 就任
2021年1月	株式会社XAI 監査役 就任
2021年6月	株式会社P a t h e e 監査役 就任
2021年7月	株式会社Z E A L S 監査役 就任 (現任)
2021年12月	株式会社インフルエンス・プロトコル 取締役 就任
2023年4月	株式会社I S S U E 取締役 就任 (現任)
2023年7月	有限会社カイカイキキ COO就任 (現任)
2023年11月	当社社外取締役 就任 (現任)
2024年4月	株式会社コノセル 監査役 就任 (現任)
2024年9月	株式会社S Q U E E Z E 監査役 就任 (現任)

■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割

複数の会社での取締役や監査役での豊富な経験と幅広い見識を有しており、これら経験や見識を活かし、当社経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制の強化を期待できることから、再任をお願いするものであります。

■ 重要な兼職の状況

株式会社Z E A L S 社外監査役
株式会社I S S U E 社外取締役
有限会社カイカイキキ COO
株式会社コノセル 社外監査役
株式会社S Q U E E Z E 社外監査役

- (注) 1. 廣瀬文慎氏は、株式会社Z O Z Oの取締役であり、同社は当社とZ O Z O T O W Nへの出店に関する取引関係があります。
2. 廣瀬文慎氏以外の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 廣瀬文慎氏及び佐々木翔平氏は社外取締役候補者であります。
4. 廣瀬文慎氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年6カ月です。
5. 佐々木翔平氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年7カ月です。

6. 当社は、取締役候補者佐々木翔平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は2025年3月31日現在のものです。
8. 当社は、廣瀬文慎氏、佐々木翔平氏とそれぞれの間において、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であり、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、当社の完全子会社である「株式会社YZ」及び「株式会社pool」を吸収分割承継会社として、当社のヤングカルチャー事業及びコスメ事業をそれぞれの会社に承継させるための吸収分割契約（以下、個別に又は総称して「本吸収分割契約」といい、本吸収分割契約に基づく各吸収分割を個別に又は総称して「本吸収分割」といいます）を2025年5月14日に締結いたしました。

本議案は、本吸収分割契約について、ご承認をお願いするものであります。

1. 吸収分割を行う理由

当社グループは、2018年の創業以来、SNSマーケティングを強みにストーリーブランドを中心に複数のアパレルブランドを運営しております。2023年12月に東京証券取引所のグロース市場への新規上場を果たし、会社としてさらなる成長の拡大を図っております。

当社グループでは、ヤングカルチャー事業及びコスメ事業の分社化により、事業の収益管理の強化と事業運営の効率化、意思決定の迅速化を図ることが最良であると判断いたしました。本吸収分割により、継続的かつ安定的な事業運営の実現と更なる収益の拡大を目指してまいります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

(1) ヤングカルチャー事業

吸収分割契約書

株式会社yutori（以下「甲」という。）及び株式会社YZ（以下「乙」という。）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第5条において定義する。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲のヤングカルチャー事業（以下「本件対象事業」という。）に関して有する第2条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（承継する権利義務）

1. 甲は、2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙に定める。）を、本件効力発生日において乙に移動し、乙はこれを承継する。

2. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとし、本件会社分割後、甲は承継する債務について乙と連帯して責任を負うものとする。

第3条（分割対価の交付）

乙は本件会社分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として、乙の普通株式10,000株を甲に対して交付する。

第4条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本件会社分割により資本金を金96,000,000円増加して金101,000,000円とし、本件会社分割により乙の資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2025年8月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、本件効力発生日を変更することができる。

第6条（分割承認決議等）

甲及び乙は、本件効力発生日の前日までにそれぞれ株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第7条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第8条 (会社財産の管理等)

本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行及び財産の管理をし、本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ両社協議するものとする。

第9条 (本契約の変更等)

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業又は本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、本契約に定める本件会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

2025年7月31日までに第6条に定める甲及び乙の株主総会における本契約の承認、並びに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

第11条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

但し、電子署名サービスを用いる場合には、本書の電子ファイルを作成し、それぞれ合意の後電子署名を施し、各自その電子ファイルを保管する。

2025年5月14日

甲：東京都世田谷区北沢二丁目5番2号
株式会社yutori
代表取締役 片石 貴展

乙：東京都世田谷区北沢二丁目5番2号
株式会社YZ
代表取締役 船橋 誠

承継対象権利義務明細表

甲は、2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日に至るまでの増減を加除した、甲の本件対象事業に関する甲の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を、本件効力発生日において乙に引き継ぎ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産

本件対象事業に関する資産のうち、本件対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

(1) 流動資産

現金及び預金、商品、並びに貯蔵品等の流動資産

(2) 固定資産

① 有形固定資産

建物付属設備及び工具器具備品等の有形固定資産

② 無形固定資産

のれん等の無形固定資産

③ 投資その他の資産

敷金等の投資その他の資産

2. 承継する負債

下記3に記載された契約に基づくもので、本件対象事業の運営に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

3. 承継する雇用契約その他の権利義務等

(1) 雇用契約

本件対象事業に主として従事する従業員（甲及び乙で合意した従業員に限る。）との間の雇用契約。

(2) 雇用契約以外の契約

本件対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。

(3) 知的財産権

知的財産権は承継しないものとし、乙が本件対象事業に使用するものについては、別途協議の上、甲が乙に使用許諾する。

以上

(2) コスメ事業

吸収分割契約書

株式会社yutori（以下「甲」という。）及び株式会社pool（以下「乙」という。）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件会社分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第5条において定義する。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲のコスメ事業（以下「本件対象事業」という。）に関して有する第2条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（承継する権利義務）

1. 甲は、2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙に定める。）を、本件効力発生日において乙に移動し、乙はこれを承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとし、本件会社分割後、甲は承継する債務について乙と連帯して責任を負うものとする。

第3条（分割対価の交付）

乙は本件会社分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として、乙の普通株式10,000株を甲に対して交付する。

第4条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本件会社分割により資本金及び資本準備金の額を増加しない。

第5条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2025年8月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議の上、本件効力発生日を変更することができる。

第6条（分割承認決議等）

甲及び乙は、本件効力発生日の前日までにそれぞれ株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第7条（競業禁止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

第8条 (会社財産の管理等)

本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行及び財産の管理をし、本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ両社協議するものとする。

第9条 (本契約の変更等)

本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業又は本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、本契約に定める本件会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

2025年7月31日までに第6条に定める甲及び乙の株主総会における本契約の承認、並びに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

第11条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

但し、電子署名サービスを用いる場合には、本書の電子ファイルを作成し、それぞれ合意の後電子署名を施し、各自その電子ファイルを保管する。

2025年5月14日

甲 : 東京都世田谷区北沢二丁目5番2号
株式会社yutori
代表取締役 片石 貴展

乙 : 東京都世田谷区北沢二丁目5番2号
株式会社pool
代表取締役 片石 貴展

承継対象権利義務明細表

甲は、2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日に至るまでの増減を加除した、甲の本件対象事業に関する甲の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を、本件効力発生日において乙に引き継ぎ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産

本件対象事業に関する資産のうち、本件対象事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

(1) 流動資産

現金及び預金、貯蔵品、商品等の流動資産

(2) 固定資産

のれん等の固定資産

2. 承継する負債

下記3に記載された契約に基づくもので、本件対象事業の運営に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないとは判断されたものは除く。

3. 承継する雇用契約その他の権利義務等

(1) 雇用契約

承継しないものとする。

(2) 雇用契約以外の契約

本件対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。

(3) 知的財産権

知的財産権は承継しないものとし、乙が本件対象事業に使用するものについては、別途協議の上、甲が乙に使用許諾する。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

各吸収分割承継会社はいずれも当社の完全子会社であることから、以下の①、②ともに、当社内で当社及び各吸収分割承継会社の今後の資本政策その他諸般の事情を勘案したうえ、適宜に決定したものであり、相当であると判断しております。

①株式会社YZを吸収分割承継会社とする吸収分割について

ア 交付する株式数に関する事項

本吸収分割に際して、株式会社YZは普通株式10,000株を新たに発行し、その全部を当社に割当交付します。

イ 資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割による株式会社YZの資本金及び準備金の増加額は以下のとおりです。

資本金	96,000千円
資本準備金	－千円
利益準備金	－千円

ウ 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

②株式会社poolを吸収分割承継会社とする吸収分割について

ア 交付する株式数に関する事項

本吸収分割に際して、株式会社poolは普通株式10,000株を新たに発行し、その全部を当社に割当交付します。

イ 資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割による株式会社poolの資本金及び準備金の増加額は以下のとおりです。

資本金	－千円
資本準備金	－千円
利益準備金	－千円

ウ 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(2) 各吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

①株式会社YZについて

株式会社YZの第1期事業年度は、会社成立の日である2025年5月2日から2026年3月31日までであり、本書類作成日現在、第1期の事業年度は終了しておりませんので、第1期の事業年度に関する計算書類等は作成

していません。株式会社YZの成立の日における貸借対照表は、次のとおりです。

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,000	株主資本	10,000
現金及び預金	10,000	資本金	5,000
		資本準備金	5,000
資産合計	10,000	負債・純資産合計	10,000

②株式会社poolについて

株式会社poolの第1期事業年度は、会社成立の日である2025年5月2日から2026年3月31日までであり、本書類作成日現在、第1期の事業年度は終了していませんので、第1期の事業年度に関する計算書類等は作成していません。株式会社poolの成立の日における貸借対照表は、次のとおりです。

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,000	株主資本	10,000
現金及び預金	10,000	資本金	5,000
		資本準備金	5,000
資産合計	10,000	負債・純資産合計	10,000

- (3) 各吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。
- (4) 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2025年8月1日（予定）で吸収分割を実施いたします。これに伴い、現行定款第2条（目的）の一部を変更し、併せて2025年8月1日にその効力が発生する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更は、第2号議案が承認可決されること及び本吸収分割の効力が発生することを条件として、本吸収分割の効力発生日をもって効力を生ずるものとします。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第1条（条文省略） （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）（条文省略） （2） アパレル製品及び雑貨の企画、デザイン、製造、卸し、販売、輸出入 （3）～（9）（条文省略） （新設） （10）（条文省略）	第1条（現行どおり） （目的） 第2条（現行どおり） （1）（現行どおり） （2） アパレル製品、化粧品及び雑貨の企画、デザイン、製造、卸し、販売、輸出入 （3）～（9）（現行どおり） （10） 知的財産権の取得、利用許諾、維持及び管理 （11） 関係会社の人事、経理、総務業務等の管理に関する業務 （12） 関係会社に対する経営指導、貸付、保証、投資 （13） グループ経営戦略の企画・立案 （14）（現行どおり）
第3条～第41条（条文省略）	第3条～第41条（現行どおり）

以 上

事業報告

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は338,059千円であり、その主なものは店舗設備等の取得によるものであります。

(2) 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と総額1,100,000千円の当座貸越契約を締結しております。

(3) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2024年12月14日付で株式会社i.Dが運営するコスメブランド「minum」事業を譲受けております。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2024年8月16日付で株式会社heart relationの株式を51.0%取得し、同社を連結子会社といたしました。

当社は、2024年11月13日付で株式会社えをかくの株式を100%取得し、同社を完全子会社といたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第7期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	8,306,109
経 常 利 益 (千円)	646,103
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	314,810
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	67.03
総 資 産 (千円)	6,565,547
純 資 産 (千円)	2,095,198
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	205.85

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第6期以前については記載しておりません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

名称	所在地	資本金 (千円)	当社の議決 権比率	主要な事業内容
株式会社 heart relation	東京都 渋谷区	101,000	51.0%	ライフスタイルブランド 「Her lip to」等の企画、運 営
株式会社 えをかく	大阪府 大阪市 福島区	23,500	100.0%	アパレルブランド「over print」の企画、運営

(注) 上記2社のほか、子会社2社があります。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 17,768,400株
- (2) 発行済株式総数 4,697,100株 (うち、自己株式297株)
- (3) 株主数 3,113名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
片石 貴 展	代表取締役社長	
瀬之口 和 磨	取締役副社長	
廣瀬 文 慎	取締役	株式会社ZOZO 取締役兼COO 株式会社ココペリ 社外監査役 株式会社ヒュープロ 社外取締役
佐々木 翔 平	取締役	株式会社ZEALS 社外監査役 株式会社ISSUE 社外取締役 有限会社カイカイキキ COO 株式会社コノセル 社外監査役 株式会社SQUEEZE 社外監査役
井 桁 遥	常勤監査役	
千原 真 衣 子	監査役	弁護士法人片岡総合法律事務所 パートナー 東京海上プライベートリート投資法人 監督役員 ビジョナル株式会社 社外取締役（監査等委員） DM三井製糖株式会社 社外取締役（監査等委員） 脱炭素成長型経済構造移行推進機構 監事 東京センチュリー株式会社 社外監査役
石 久 保 好 明	監査役	公認会計士石久保好明事務所 代表 株式会社M1グロースパートナーズ 代表取締役

- (注) 1. 取締役廣瀬文慎氏及び取締役佐々木翔平氏は、社外取締役であります。
2. 監査役井桁遥氏、監査役千原真衣子氏及び監査役石久保好明氏は、社外監査役であります。
3. 取締役廣瀬文慎氏はアパレル業界における企業での幅広い経験から、アパレル業界及び企業経営に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役佐々木翔平氏は複数の会社での取締役や監査役での豊富な経験から、企業経営に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役井桁遥氏は、上場会社及び上場準備会社における株主総会、IR、株式事務、M&Aを含む総務・法務等の経験から、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役千原真衣子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役石久保好明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、取締役佐々木翔平氏、監査役井桁遥氏、監査役千原真衣子氏及び監査役石久保好明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2022年6月30日であり、取締役の報酬限度額につき年額100,000千円以内、監査役の報酬限度額につき年額50,000千円以内と決議しております。また別枠で、2023年8月31日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬の付与を決議しております。当該株主総会終結時点の付与対象となる取締役の員数は1名です。

当社は定時株主総会において定められた報酬限度内において、個別の役員報酬の算定についての決定方針は定めておりません。なお、各取締役の報酬等につきましては、各取締役に求められる職責及び能力等を総合的に勘案するのに加えて、業績、経済状況、競合他社の報酬水準等を総合的に考慮して、株主総会で決定した報酬総額の限度内において取締役会にて一任を受けた代表取締役社長の片石貴展が業務執行取締役以外の役員である取締役及び監査役と協議の上、決定しております。当該一任の理由は、各取締役の評価を行うにあたり、当社の企業理念を深く理解し業績を全体的かつ俯瞰的に把握している代表取締役社長が最も適していると考えられるためであります。

監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議を経て決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	74,914 (4,200)	53,250 (4,200)	- (-)	21,664 (-)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12,120 (12,120)	12,120 (12,120)	- (-)	- (-)	3 (3)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2022年6月30日開催の第4回定時株主総会決議により年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と定められております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役2名）です。また別枠で、2023年8月31日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬の付与を決議しております。当該株主総会終結時点の付与対象となる取締役の員数は1名です。

3. 監査役の報酬限度額は、2022年6月30日開催の第4回定時株主総会決議により年額500万円以内と定められております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
4. 非金銭報酬として取締役に対して株式報酬を付与しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は以下に記載のとおりです。

	第5回新株予約権
決議年月日	株主総会決議：2023年8月31日
保有人数（社外取締役を除く）	当社取締役 1名
新株予約権の数	544個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 163,200株
新株予約権の払込価格	払込を要しない
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり49円
新株予約権の行使期間	自 2025年9月1日 至 2033年8月31日
新株予約権の行使の条件	(注) 1

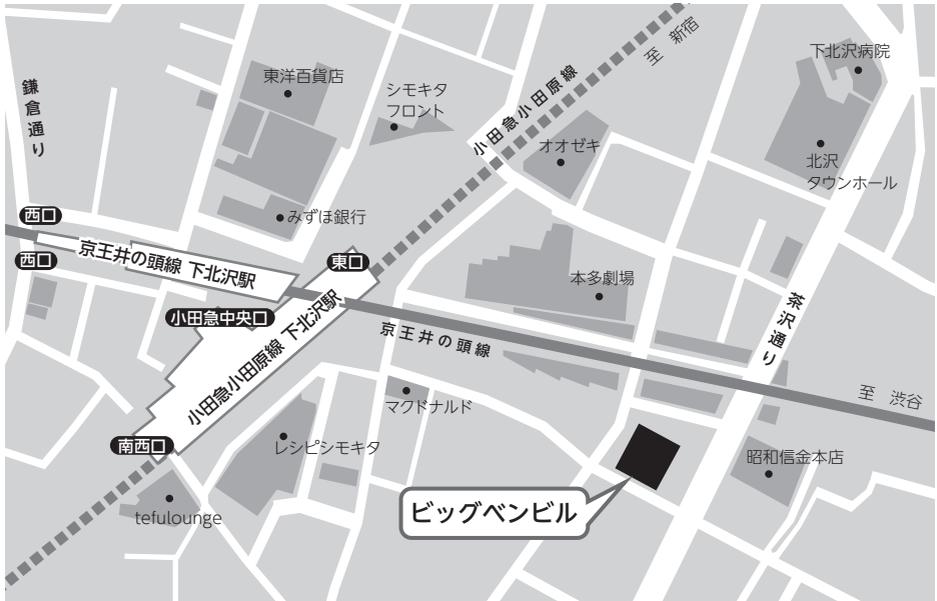
(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (ア) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について本新株予約権の発行要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (イ) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (ウ) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (エ) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
2. 2023年9月1日付で行った普通株式1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。
 3. 2024年4月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都世田谷区北沢二丁目5番2号
下北沢ビッグベンビル地下2階 CLUB Que

電話番号： 03-6379-0667



交 通：小田急線下北沢駅 徒歩5分

京王井の頭線下北沢駅 徒歩5分

※ 1 階段で地下2階会場までお越しく下さい。

※ 2 階段でのご移動にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。

第7回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

事業報告

- 企業集団の現況に関する事項
 - 事業の経過及び成果
 - 対処すべき課題
 - 主要な事業内容
 - 主要な事業所
 - 従業員の状況
 - 主要な借入先及び借入額
 - その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 会社の株式に関する事項
 - 大株主
 - その他株式に関する重要な事項
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 会社役員に関する事項
 - 責任限定契約の内容の概要
 - 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
 - 社外役員に関する事項
- 会計監査人に関する事項
- 会社の体制及び方針
- 剰余金の配当等の決定に関する方針
- 会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

監査報告

- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
- 計算書類に係る会計監査人の監査報告
- 監査役会の監査報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善等に伴い経済情勢は緩やかな回復にあります。一方で、ウクライナ情勢の長期化や中東地域の緊張によるエネルギー価格の高止まり等により食料品といった生活必需品が高騰し、消費者の生活防衛意識が高まってきております。

当社の経営に影響を与える大きな要因としては、市場動向、経済情勢等に加え、当社の取り扱う商品である衣料品及び雑貨等に関連するものとして、アパレルファッション市場の動向があります。

株式会社矢野経済研究所の調査（「2024 アパレル産業白書」）によれば、国内アパレル総小売市場は2017年から2019年ごろまでほぼ横ばいの推移を続けておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大等による影響により2020年には大きくマイナス成長となりました。しかしながら、2020年から2022年にかけて回復の兆しを見せており、2023年は前年比で103.7%の8兆3,564億円の市場規模となっております。また、新型コロナウイルスの感染拡大等による消費者の購買行動の変化も起きているものと考えており、ECにおけるアパレル産業は堅調に成長しております。具体的には、経済産業省の調査「令和5年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」によれば、2023年の衣類・服装雑貨等のEC化率は22.88%、市場規模は2兆6,712億円となっております。2016年のEC化率は10.93%、市場規模は1兆5,297億円であることから、ECへのシフトが進んでおります。また、2022年の市場規模は2兆5,499億円であり、2023年の市場規模の金額は前年対比で4.76%増加しております。

この点、当社の主な販売チャネルはオンラインストアであることから、当社にとって好機になるものと考えております。

このような状況の中、当社では売上成長と利益の拡大に取り組むため、オフライン販売の強化を推進し、実店舗が23店増加し、合計で46店舗となりました。また、展開ブランド数は9ブランド増加し、合計38ブランドとなりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高8,306,109千円、営業利益671,475千円、経常利益646,103千円、親会社株主に帰属する当期純利益314,810千円となりました。

(2) 対処すべき課題

①ブランドポートフォリオの多様化

当社グループは、主力ブランドの売上安定化を図るとともに継続的に新規ブランド及び商品を生み出し、特定のブランド及び商品への依存度合いを下げ、リスクの分散を図ることが重要であると考えております。ブランドポートフォリオのさらなる多様化のために、優秀な人材配置、販促活動の強化による顧客化推進、自社ECサイトのYZ Storeの強化等に取り組むとともに、ブランド運営においては、客観的な撤退基準を設け、基準を充足しない場合には撤退の意思決定を検討するなど、リスク管理を図った上で、ブランド運営を行っております。これらの取り組みにより、規律ある投資とブランドポートフォリオの多様化に取り組んでまいります。

②システム及び物流機能の強化

当社グループの主要事業は顧客への直販を中心としたアパレル商品の販売事業であることから、安定した事業運営を行うにあたっては、顧客の増加に対応可能な物流機能の強化が重要であると考えております。当社グループのビジネスモデルにおける物流機能には在庫の保管及び入出庫の管理が必要不可欠であり、物流機能と物流コストの最適化を追求することが、経営上、特に重要な要素となります。今後におきましては、引き続きシステムの強化による安定性及び効率化に取り組んでまいります。

③商品力の強化

当社グループは、ファッション感度の高い顧客ニーズへの対応を図るため、引き続きSNSを中心として、流行の状況のリサーチを徹底することにより、商品力の強化につなげるとともに、当社グループ内の複数のブランド間での成功事例やノウハウの共有を図ることにより、ヒット商品、ブランドの再現性の向上に取り組んでまいります。

④インターネット販売の強化

当社グループは、アパレル事業の開始当初から、ECを中心とした販売を行ってきました。そのため、ECサイト経由の売上は54%（第7期）と、実店舗等のオフラインを中心とした事業展開を行ってきた一般的なアパレル企業と比べ、高い水準にあります。コロナ禍での消費者の生活様式の変化に伴い、インターネット販売の需要が高まるとともに一層のサービスレベル向上が求められると認識しており、引き続き自社ECサイトの強化、システムの見直し、顧客の利便性を向上するサービスの実装、優秀な人材配置、販促活動の強化による顧客化推進等に取り組んでまいります。

⑤M&Aの検討

当社グループは、継続的に高い成長を実現するため、日々企業買収の検討を行っております。アパレル業界は様々なニーズにより業界再編が加速する業界であると考えております。第7期は株式会社heart relation及び株式会社えをかくの株式取得、株式会社i.Dからコスメブランド「minum」の事業譲受を実施しましたが、さらに当社グループのブランドポートフォリオにおいて開拓余地のある分野に強みがある企業を買収することを検討しております。M&Aは事業成長や経営資源の獲得を早急に実現でき、当社グループの企業価値を高めることができると考えているため、M&Aを経営戦略のうちの重要な1つと位置付け、日々案件のソーシングを行うとともに、収益性及び当社グループとのシナジー効果を慎重かつ十分に検討した上で、実施してまいります。

⑥財務基盤の強化

当社グループは、事業投資及びM&Aを実施する場合は十分に事業の成長性、投資の回収可能性を検討した上で、一定の財務規律を維持できる範囲で投資を行っております。現状は、財務基盤が揺らぐような状況ではございませんが、さらなる投資余力の確保のために、営業活動による安定したキャッシュ・フローの確保に加え、金融機関との関係強化等により、さらなる財務基盤の強化に取り組んでまいります。

⑦SNSを通じた認知拡大

当社グループは、Z世代が主な顧客層であり、SNSでの継続的な認知獲得が売上に寄与しているものと考えております。そのため、自社SNSコンテンツの認知拡大が特に重要であると考えております。当社グループはクリエイティブ職の育成と採用の継続的な強化により自社SNSによる発信力を高め、Z世代へのさらなる認知向上に取り組んでまいります。

⑧実店舗販売の強化

当社グループは、継続的に高い成長を実現するため、2022年4月より実店舗の運営を行っており、2025年3月末には46店舗を展開しております。期間限定店舗を活用して需要の調査を慎重に行った後、SNSでの集客力を活かした小型店舗での展開が中心となっております。当社グループは、東名阪を中心に実店舗の拡大に取り組んでまいります。

(3) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業	事業内容
アパレル事業	アパレル事業は、自社EC販売（直接販売）、プラットフォーム経由販売、実店舗販売、卸販売から構成されております。 （自社EC販売） 当社グループの自社ブランド商品を製造し、自社オンラインストアで販売する形態であります。 （プラットフォーム経由販売） 他社の運営するECプラットフォームに出店し、商品を販売する形態であります。 （実店舗販売） 当社グループの運営する店舗で自社ブランド商品を販売する形態であります。 （卸販売） 当社グループの自社商品及び仕入れた商品を、他社店舗に販売して納入し、当該他社店舗が顧客に対して販売する形態であります。

(4) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都世田谷区北沢2丁目5-2 下北沢ビッグベン4階

② 子会社

名称	所在地
株式会社 heart relation	東京都渋谷区神宮前三丁目6番8号
株式会社 えをかく	大阪府大阪市福島区海老江七丁目22番22号

(5) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
197名	一名増

- (注) 1. 従業員数には臨時従業員176名は含まれておりません。
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

(6) 主要な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借入額 (千円)
株式会社みずほ銀行	1,057,038
株式会社三井住友銀行	958,198
株式会社りそな銀行	871,923
株式会社北陸銀行	100,000
株式会社横浜銀行	37,400

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
片 石 貴 展	1,275,900株	27.17%
株 式 会 社 Z O Z O	900,000株	19.16%
株 式 会 社 p o o l	444,300株	9.46%
山 口 貴 弘	234,600株	4.99%
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	229,700株	4.89%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	165,600株	3.53%
瀬 之 口 和 磨	141,600株	3.01%
AK パ ー ト ナ ー ズ 株 式 会 社	90,900株	1.94%
山 本 英 俊	63,000株	1.34%
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	27,300株	0.58%

(注) 持株比率は、自己株式（297株）を控除し、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年3月8日付の取締役会決議に基づき、2024年4月1日付で普通株式1株を3株に分割し、発行済株式総数は4,697,100株となりました。あわせて発行可能株式総数について17,768,400株に定款を変更しました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第5回新株予約権
決議年月日	株主総会決議：2023年8月31日
保有人数（社外取締役を除く）	当社取締役 1名
新株予約権の数	544個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 163,200株
新株予約権の払込価格	払込を要しない
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり49円
新株予約権の行使期間	自 2025年9月1日 至 2033年8月31日
新株予約権の行使の条件	(注) 1

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (ア) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について本新株予約権の発行要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (イ) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (ウ) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - (エ) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
2. 2023年9月1日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。
 3. 2024年4月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役廣瀬文慎氏は、株式会社Z〇Z〇取締役兼C〇〇であります。同社は当社とZ〇Z〇TOWNへの出店に関する取引関係があります。また、株式会社ココペリ社外監査役、株式会社ヒュープロ社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別な利害関係はありません。
- 取締役佐々木翔平氏は、株式会社Z E A L S 社外監査役、株式会社I S S U E 社外取締役、有限会社カイカイキキC〇〇、株式会社コノセル社外監査役、株式会社SQUEEZE社外監査役であります。当社と兼職先の間には特別な利害関係はありません。
- 監査役千原真衣子氏は、弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー、ビジョナル株式会社社外取締役（監査等委員）、東京海上プライベートリート投資法人監督役員、DM三井製糖株式会社社外取締役（監査等委員）、脱炭素成長型経済構造移行推進機構監事、東京センチュリー株式会社社外監査役であります。当社と兼職先の間には特別な利害関係はありません。
- 監査役石久保好明氏は、株式会社M I グロースパートナーズ代表取締役、公認会計士石久保好明事務所代表であります。当社と兼職先の間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況及び発言状況並びに当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 廣 瀬 文 慎	当事業年度に開催されましたすべての取締役会に出席いたしました。出席した取締役会において、アパレル業界における企業での幅広い経験に基づき、当社の経営全般に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 佐々木 翔 平	当事業年度に開催されましたすべての取締役会に出席いたしました。出席した取締役会において、複数の会社での取締役や監査役での豊富な経験に基づき、当社の経営全般に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 井 桁 遥	当事業年度に開催されましたすべての取締役会及び監査役会に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、上場会社及び上場準備会社における総務・法務等での豊富な経験に基づき、公正な客観的な立場から、経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。また、常勤監査役として、稟議制度の運用状況の確認や重要会議への出席を通した意思決定の過程及び取締役の業務執行状況の監査を行っております。
監査役 千 原 真衣子	当事業年度に開催されましたすべての取締役会及び監査役会に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、公正な客観的な立場から、経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役 石久保 好 明	当事業年度に開催されましたすべての取締役会及び監査役会に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、財務会計分野はもとより、経営全般に対する発言を適宜行っております。

- (注) 1. 当事業年度における取締役会の開催回数は13回であります。
 2. 当事業年度における監査役会の開催回数は13回であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の何れかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるときは、当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決定し、取締役会決議を経て株主総会へ提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社グループは会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ア 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i. 当社は、法令をはじめ、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」その他社内規程に基づき、情報の保存・管理を行う。
 - ii. 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する全社的な統括を行う責任者を取締役より任命する。
 - iii. コーポレート本部責任者は、取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて記録として保存・保管する。
 - iv. 保管される記録は、随時、取締役、監査役が閲覧可能な検索性の高い状況で保存・保管する。
- イ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i. 企業の目的並びに事業の目的に多大な影響を与える可能性のある事象(リスク)に対処できるよう、管理体制を構築する。
 - ii. 「リスク管理・コンプライアンス規程」に基づき、財務リスクに対する評価を行い、リスクの回避・低減させる対応を取る。
 - iii. 使用人による情報漏洩による不正行為抑制のため、「インサイダー取引防止規程」を定める。
- ウ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - i. 当社は、財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために、必要な体制を整備する。
 - ii. 当社の内部監査担当者は、財務報告に係る内部統制システムの運用状況を監査することにより、当社の財務報告の信頼性を確保する。
- エ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i. 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - ii. 全取締役は、当社業務をそれぞれ所管し、適切に進捗状況を確認し、業務執行に関する効率化を図る。
 - iii. 業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
 - iv. 各部は、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。

- v. 効率的な職務執行のため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により必要な職務の範囲及び権限を明確にする。
- vi. 環境変化に対応するため、機動的な組織変更を実施する。
- オ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i. 法令及び定款に適合すべく社内規程の見直しを随時行い、必要に応じ社内教育を実施し、使用人による業務執行に対する意識を高める。
 - ii. 「取締役会規程」、「監査役会規程」、「就業規則」において、業務の適正な執行に対する体制を定義する。
 - iii. 内部通報制度を構築し、法令及び定款遵守の推進については、役員及び使用人等が、それぞれの立場で自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
 - iv. 内部監査体制を構築し、業務執行の適法性を監査する。
- カ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - i. 監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査担当者とする。
- キ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - i. 内部監査担当者に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。
- ク 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - i. 監査役の職務を補助すべき使用人に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有する。
- ケ 監査役への報告に関する体制
 - i. 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に従い、直ちに監査役に報告する。
 - ii. 認識するリスクに対して内部監査担当者による内部監査を行い、内部監査担当者は、その結果を監査役会に報告する。
- コ 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - i. 「リスク管理・コンプライアンス規程」に準じ、当該報告をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取扱いの禁止のほか、職場環境等が悪化することの無いような措置を講ずる。
- カ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- i. 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
 - ii. 緊急、又は臨時の支出が必要となった費用の前払い、及び支出した費用の償還を当社に請求することができる。
 - iii. 監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。
- シ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査役の実効性を確保するため、「監査役監査基準」、「内部監査規程」を制定する。
 - ii. 監査役は、取締役会のほか、当社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する。
 - iii. 当社の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、又は使用人にその説明を求める。
 - iv. 内部監査と監査役監査の連携の意義・目的を十分理解し、内部監査と監査役監査の連携及び相互補完を図る。
- ス 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 当社は、関係会社の統制・管理における適性化を図り、yutoriグループの利益を向上させ、損失等のリスクを最小限に留めることを目的として、「関係会社管理規程」を定める。
 - ii. 当社は、子会社の事業計画、業務の状況その他の重要な情報については、担当取締役より取締役会に報告する。ただし、当社の取締役が必要と判断した場合には、子会社の取締役より業務執行状況を取締役に報告する。
 - iii. 当社は、子会社のリスク管理体制、コンプライアンス体制、重要情報の保存・管理体制について、当社の社内規程に準じて子会社が社内規程を定め、運用することで、yutoriグループの統制・管理を行う。
 - iv. 当社の内部監査担当者は、必要に応じて子会社の監査を実施し、代表取締役より監査状況を取締役に報告し、yutoriグループの内部統制の有効性及び効率性を確保する。
 - v. 当社の監査役会は、必要に応じて会計監査人や内部監査担当者と連携を図り、子会社に対して事業の報告を求め、業務、財産等に関して監査する。
- セ 反社会的勢力排除に向けた体制
- i. 当社は、「反社会的勢力対応規程」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応で臨み、一切関係を持たないことを宣言し、役職員に周知徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

ア 損失の危険の管理に関する規程その他の体制及びコンプライアンス体制の運用状況

「リスク管理・コンプライアンス規程」を整備し、当該規程に基づき、リスク管理体制の構築、コンプライアンス強化を行っております。その一環として、リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、リスクの洗い出し及びそのリスクへの対策を講じました。また、コンプライアンス研修として、SNSの利用上の注意、情報セキュリティ、ハラスメント、景品表示法に関する研修を取締役及び使用人を対象に行うとともに、社内規程も随時見直し、社内のコンプライアンス体制を強化しました。さらに、「内部通報規程」も整備し、当該規程に基づき、内部窓口及び外部窓口を設置し、社内サイトを通じて当該内部通報制度を周知しております。取締役の職務の執行に係る情報として株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録は、社内規程に基づきコーポレート本部が保存・保管しております。さらに、「反社会的勢力対応規程」に基づき反社会的勢力とは一切関係を持たないために新規取引先及び継続取引先に対するチェック体制を整備しております。

イ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令等に定められた事項や経営方針、予算の策定、組織体制など、経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、取締役間の意思疎通を図り、相互に職務執行の監督を行いました。

ウ 内部監査室に関する運用状況

内部監査室が策定した内部監査計画に基づき、当社各部門に対して、リスク管理状況、財務報告に係る内部統制システムの運用状況並びに業務遂行状況について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長、取締役会並びに監査役会に報告しました。また、適宜監査役と情報交換を行いました。

エ 監査役の職務執行に関する運用状況

監査役は、取締役会並びに取締役及び執行役員で構成される経営会議への出席や、代表取締役社長や各部門責任者との定期的な意見交換のほか、内部監査室の監査結果等を通じて監査の実効性を確保し、監査役監査基準及び監査計画に基づき監査を実施しました。また、取締役及び内部監査担当者が会社に損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合には、速やかに監査役へ報告する体制を整備しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じて株主への利益還元の有無を今後も検討してまいります。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,873,137	流動負債	2,507,449
現金及び預金	983,419	買掛金	481,831
売掛金	480,312	短期借入金	937,400
商品	1,608,050	一年内返済予定の長期借入金	429,564
前払費用	87,218	未払金	345,389
その他	714,137	未払法人税等	112,695
固定資産	2,692,410	賞与引当金	37,010
(有形固定資産)	613,437	その他	163,558
建物附属設備(純額)	560,855	固定負債	1,962,899
車両運搬具(純額)	1,057	長期借入金	1,657,595
工具、器具及び備品(純額)	51,525	資産除去債務	125,953
(無形固定資産)	1,707,943	繰延税金負債	179,351
ソフトウェア	57,982	負債合計	4,470,349
のれん	900,814	(純資産の部)	
商標権	749,146	株主資本	966,874
(投資その他の資産)	371,028	資本金	198,532
関係会社株式	7,530	資本剰余金	202,216
繰延税金資産	51,551	利益剰余金	566,683
その他	311,947	自己株式	△557
資産合計	6,565,547	新株予約権	78,288
		非支配株主持分	1,050,035
		純資産合計	2,095,198
		負債純資産合計	6,565,547

連結損益計算書

(自 2024年 4月 1日)
(至 2025年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,306,109
売 上 原 価		3,193,839
売 上 総 利 益		5,112,270
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,440,794
営 業 利 益		671,475
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	692	
受 取 手 数 料	2,389	
業 務 受 託 料	7,378	
そ の 他	5,059	15,520
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29,522	
そ の 他	11,369	40,892
経 常 利 益		646,103
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	27	27
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11,299	
減 損 損 失	7,907	19,207
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		626,923
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	204,756	
法 人 税 等 調 整 額	△1,807	202,949
当 期 純 利 益		423,973
非支配株主に帰属する当期純利益		109,163
親会社株主に帰属する当期純利益		314,810

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 4月 1日)
(至 2025年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	198,532	202,216	251,872	△306	652,313
当 期 変 動 額					
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	—	314,810	—	314,810
自己株式の取得	—	—	—	△250	△250
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	314,810	△250	314,560
当 期 末 残 高	198,532	202,216	566,683	△557	966,874

	新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	32,153	—	684,467
当 期 変 動 額			
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	—	314,810
自己株式の処分	—	—	△250
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	46,135	1,050,035	1,096,170
当期変動額合計	46,135	1,050,035	1,410,731
当 期 末 残 高	78,288	1,050,035	2,095,198

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数及び連結会社の数

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社heart relation

株式会社えをかく

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称

株式会社GDC

悠特莉股份有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社heart relationの決算日は、連結決算日と一致しております。

当連結会計年度において、株式会社heart relationは、決算日を3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、当連結会計年度における会計期間は6ヶ月となっております。

連結子会社のうち、株式会社えをかくの決算日は、9月30日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物付属設備 3～18年

工具、器具及び備品 2～8年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

商標権 10年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

アパレル事業においては、主に衣服等の販売を行っており、仕入れた商品を当社グループが運営するECサイト上で顧客（ユーザー）からの注文を受け販売を行っており、顧客に対して当該商品等の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務の充足する時点については、商品等の出荷時点と引渡時点等重要な相違が無いことから、出荷時点において収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、合理的な年数（3～9年）で均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 商品の評価

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
(千円)

	当連結会計年度
商品	1,608,050
商品評価損	32,249

(注) 商品評価損は洗替法による戻入額相殺後の額であります。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価方法は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。また、仕入時点から一定の期間が経過した商品もしくは撤退ブランドの商品について、帳簿価額を切り下げた価額をもって、連結貸借対照表価額としております。当連結会計年度における商品の取得原価からの簿価の切下額は88,103千円であります。当該正味売却価額について、市場動向の変化により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(2) のれん及び商標権の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
(千円)

	当連結会計年度
のれん	900,814
商標権	749,146

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、買収時の超過収益力を当該対象会社ののれんとして識別しております。また、株式会社heart relationの取得において取得原価を配分して商標権を識別しております。

当該のれん及び商標権について、取得時の事業計画の達成状況をモニタリングすることによって、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候を把握した場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額を事業計画に基づき算定し、帳簿価額と比較して減損損失を認識するかどうかの判定をしております。減損損失を認識すべきと判定された場合、当該のれん及び商標権については、回収可能価額まで減額し、減損損失として認識することとしております。

割引前将来キャッシュ・フロー算定の基礎となる各事業の事業計画は、将来の不確実な市場環境や競争環境の変化等により、事業計画の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類における、のれん及び商標権の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 148,546千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数
普通株式 4,697,100株
2. 当連結会計年度末日における自己株式の数
普通株式 297株
3. 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 371,700株

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

また、資金調達については主に金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。また、営業債務については、流動性リスクに晒されております。また、借入金については、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、売掛金については、期日管理及び残高管理を行う等によりリスク低減に努めております。

② 市場リスクの管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、定期的に市場金利の状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきコーポレート部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結貸借対照表日現在における営業債権のうち52%が販売代金の回収業務を委託している上位5社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定 の長期借入金を含 む)	2,087,159	2,083,871	3,287
負債計	2,087,159	2,083,871	3,287

※1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	480,312	—	—	—
合計	480,312	—	—	—

(注2) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期 借入金	937,400	—	—	—	—	—
長期 借入金	429,564	415,380	360,758	301,710	250,992	328,755
合計	1,366,964	415,380	360,758	301,710	250,992	328,755

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上しない金融商品
当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定 の長期借入金を含 む)	－	2,083,871	－	2,083,871
負債計	－	2,083,871	－	2,083,871

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客ごとの契約から生じる収益の分解情報

区分	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
直接販売	2,672,135千円
委託販売 (他社EC)	1,843,447
実店舗	3,238,768
卸売	261,847
その他	289,911
顧客との契約から生じる収益	8,306,109
外部顧客への売上高	8,306,109

(2) 顧客ごとの契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

区 分	当連結会計年度	
	期首残高 (千円)	期末残高 (千円)
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	163,263	480,312
契約負債	7,360	18,075

連結貸借対照表上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、顧客から受領した履行義務充足前の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。期首現在の契約負債残高は、すべて当連結会計年度に認識された収益の額に含まれております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	205円85銭
1株当たり当期純利益	67円03銭

8. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

(heart relation社の株式取得)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社heart relation

事業の内容：ライフスタイルブランド「Her lip to」等の企画、運営

② 企業結合を行なった主な理由

当社の成長戦略でもある「ターゲット層の拡大」、「アパレル以外の商材の取扱い」を目的として、アパレルブランド『Her lip to』、ビューティブランド『Her lip to BEAUTY』及びランジェリーブランド『ROSIER by Her lip to』を運営する株式会社heart relationを当社グループの一員として迎えることになりました。株式会社heart relationは、2024年12月期6月度までの売上高実績として前年同期比126.8%で伸張しており、この勢いを両社の更なる発展に繋げるべく、これまで蓄積してきたブランド運営、商品企画及びマーケティング等のノウハウを互いに共有し、グループとしての成長も目指してまいります。さらに、生産・物流管理業務及びバックオフィス業務の連携により効率的なグループ運営を目指していきます。

③ 企業結合日

2024年8月16日（株式取得日）

2024年9月30日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

51.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれる取得した事業の業績の期間
2024年10月1日から2025年3月31日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,683,000千円
取得原価		1,683,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額
アドバイザー費用等 9,976千円

(5) 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

703,724千円

② 発生要因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力でありま
す。

③ 償却方法及び償却期間

9年間にわたる均等償却

(6) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び償却期間

① 無形固定資産に配分された金額

商標権 732,213千円

② 償却期間

10年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びに主な内訳

流動資産 1,946,978 千円

固定資産 1,000,310 千円

資産合計 2,947,288 千円

流動負債 629,179 千円

固定負債 446,474 千円

負債合計 1,075,654 千円

(コスメブランド「minum」の事業譲受)

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社i.D

取得した事業の内容：コスメブランド「minum」

② 事業譲受を行なった主な理由

これまで、株式会社i.D社がメーカーとして商品の生産やドラッグストアを中心とした流通を担い、当社は商品開発およびプロデュースを担当する体制で運営してまいりました。当社としてリスクを抑えつつ新しい領域にトライする形でブランドを立ち上げ、順調に成果を収めてきました。

今回の事業譲受は、「minum」ブランドのさらなる成長を目指し、当社が主体となりブランドを運営していくことで、よりブランドへの先行投資を早め、事業の拡大を加速させるためのものとして、事業成長において最適な判断であると双方で決定いたしました。「minum」はブランド誕生から約9ヶ月で導入店舗数3,000店舗を突破いたしました。さらに、リップ1製品およびチーク2製品が「LDK the Beauty コスメオブザイヤー2024」を受賞し、アイライナー1製品も同誌でA評価を獲得するなど、消費者や業界から高い評価をいただいております。

このような成功を背景に、「minum」のさらなる成長を実現し、ブランド価値を最大化するため、当社が事業を引き継ぐ決定に至りました。なお、卸流通においては、引き続き株式会社i.Dとの協業体制を維持し、連携して取り組んでまいります。

③ 企業結合日

2024年12月13日（契約締結日）

2024年12月14日（事業譲受期日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として事業を譲受したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれる取得した事業の業績の期間
2024年12月14日から2025年3月31日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	115,184千円
取得原価		115,184千円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額
該当事項はありません。

(5) 発生したのれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん
48,329千円

② 発生要因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力でありま
す。

③ 償却方法及び償却期間

4年間にわたる均等償却

(6) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び償却期間
該当事項はございません。

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びに主な内訳

流動資産	66,855 千円
固定資産	— 千円
資産合計	66,855 千円
流動負債	— 千円
固定負債	— 千円
負債合計	— 千円

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,214,560	流動負債	2,410,145
現金及び預金	131,674	買掛金	324,330
売掛金	265,131	短期借入金	1,337,400
商品	1,104,793	一年内返済予定の長期借入金	339,564
前払費用	52,086	未払金	251,272
その他	660,875	未払法人税等	102,808
固定資産	2,658,808	賞与引当金	22,974
(有形固定資産)	377,587	その他	31,794
建物附属設備(純額)	358,692	固定負債	1,482,099
車両運搬具(純額)	1,057	長期借入金	1,427,595
工具、器具及び備品(純額)	17,837	資産除去債務	54,504
(無形固定資産)	271,911	負債合計	3,892,245
ソフトウェア	3,070	(純資産の部)	
のれん	220,390	株主資本	902,835
商標権	48,450	資本金	198,532
(投資その他の資産)	2,009,309	資本剰余金	202,216
関係会社株式	1,740,506	資本準備金	202,216
敷金及び保証金	193,163	利益剰余金	502,644
繰延税金資産	51,551	その他利益剰余金	502,644
その他	24,088	繰越利益剰余金	502,644
資産合計	4,873,368	自己株式	△557
		新株予約権	78,288
		純資産合計	981,123
		負債純資産合計	4,873,368

損益計算書

(自 2024年 4月 1日)
(至 2025年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,969,408
売 上 原 価		2,432,533
売 上 総 利 益		3,536,874
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,096,517
営 業 利 益		440,357
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	250	
受 取 手 数 料	1,727	
業 務 受 託 料	760	
そ の 他	2,996	5,735
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	30,716	
そ の 他	10,002	40,719
経 常 利 益		405,373
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	27	27
特 別 損 失		
減 損 損 失	7,907	
固 定 資 産 除 却 損	11,299	19,207
税 引 前 当 期 純 利 益		386,193
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	151,516	
法 人 税 等 調 整 額	△16,095	135,421
当 期 純 利 益		250,771

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4月 1日)
(至 2025年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	198,532	202,216	202,216	251,872	251,872	△306	652,313
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							-
当 期 純 利 益				250,771	250,771		250,771
自己株式の取得						△250	△250
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	-	250,771	250,771	△250	250,521
当 期 末 残 高	198,532	202,216	202,216	502,644	502,644	△557	902,835

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	32,153	684,467
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		-
当 期 純 利 益		250,771
自己株式の取得		△250
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	46,135	46,135
当期変動額合計	46,135	296,656
当 期 末 残 高	78,288	981,123

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 販売目的で保有する棚卸資産商品
商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

- ② 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

工具、器具及び備品 2～8年

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として、3年間で均等償却する方法を採用しております。

- ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

商標権 10年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

アパレル事業においては、主に衣服等の販売を行っております。当該販売については、顧客に向けて出荷した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、合理的な年数で規則的に償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 商品の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額 (千円)

	当事業年度
商品	1,104,793
商品評価損	28,149

(注) 商品評価損は洗替え法による戻入額相殺後の額であります。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価方法は、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、仕入時点から一定の期間が経過した商品もしくは撤退ブランドの商品について、帳簿価額を切り下げた価額をもって、貸借対照表価額としております。当事業年度における商品の取得原価からの簿価の切下額は、66,462千円であります。当該正味売却価額について、市場動向の変化により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(2) のれんの評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 (千円)

	当事業年度
のれん	220,390

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、買収時の超過収益力を当該対象会社ののれんとして認識しております。当該のれんについて、取得時の事業計画の達成状況をモニタリングすることによって、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候を把握した場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額を事業計画に基づき算定し、帳簿価額と比較して減損損失を認識するかどうかの判定をしております。減損損失を認識すべきと判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、減損損失として認識することとしております。

割引前将来キャッシュ・フロー算定の基礎となる各事業の事業計画は、将来の不確実な市場環境や競争環境の変化等により、事業計画の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類における、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 (千円)

	当事業年度
関係会社株式	1,740,506

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、その実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、将来計画に基づき、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しております。

当事業年度末における関係会社株式の評価は、各関係会社の将来計画を基礎としており、市場動向や顧客の需要予測等を基に判断した各関係会社の将来の売上予測を主要な仮定として織り込んでおります。

今後、実際の市場状況が各関係会社の経営者による見積りより悪化した場合は、関係会社株式の減損処理による損失が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 53,830千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権 247,433千円
短期金銭債務 400,000千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引 (収入分) 6,673千円
営業取引 (支出分) 528,786千円
営業取引以外の取引 (収入分) 1,198千円
営業取引以外の取引 (支出分) 2,938千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数
普通株式 297株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
賞与引当金	5,480
棚卸資産評価損	20,607
敷金及び保証金	7,643
資産除去債務	17,743
未払事業税	7,778
資産調整勘定	21,973
減損損失	2,492
未確定債務	10,535
繰延税金資産小計	94,254
評価性引当額	△27,879
繰延税金資産合計	66,375
繰延税金負債	
資産除去債務	13,860
その他	964
繰延税金負債合計	14,824
繰延税金資産の純額	51,551

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 heart relation	(所有) 直接 51.0%	債務被保証	当社借入金に対する債務被保証	1,525,960	—	—
子会社	株式会社 heart relation	(所有) 直接 51.0%	同社からの借入	同社からの運転資金の借入	400,000	短期借入金	400,000
子会社	株式会社 GDC	(所有) 直接 51.0%	支払の立替	同社の支払の立替金	81,703	その他流動資産	81,703
子会社	株式会社 GDC	(所有) 直接 51.0%	同社への貸付	同社への運転資金の貸付	50,000	その他流動資産	50,000

(注) 1. 当社は、銀行借り入れに対して株式会社 heart relationより債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 資金の借入については、市場金利等を勘案し、両者協議の上決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	片石貴展	(被所有) 直接 27.2% 間接 9.5%	債務被保証	当社事務所に対する債務被保証	46,119	—	—

(注) 当社は、店舗の不動産賃貸借契約に対して代表取締役社長片石貴展より債務保証を受けております。なお、債務保証の取引金額は、賃借料を記載しており、期末の未払賃借料はありません。なお、保証料の支払いは行っておりません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 6.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	192円22銭
1株当たり当期純利益	53円39銭

10. 企業結合に関する注記

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立及び会社分割)

当社グループは、2025年5月14日付の取締役会において、2025年8月1日(予定)を効力発生日として、株式会社yutoriのヤングカルチャー事業及びコスメ事業を会社分割の方法により、当社100%子会社として新設した株式会社YZ及び株式会社poolへ承継することを決議しました。

1. 本吸収分割の理由及び内容等

当社グループは、2018年の創業以来、SNSマーケティングを強みにストリートブランドを中心に複数のアパレルブランドを運営しております。2023年12月に東京証券取引所のグロース市場への新規上場を果たし、会社としてさらなる成長の拡大を図っております。

当社グループでは、ヤングカルチャー事業及びコスメ事業の分社化により、事業の収益管理の強化と事業運営の効率化、意思決定の迅速化を図ることが最良であると判断いたしました。本吸収分割により、継続的かつ安定的な事業運営の実現と更なる収益の拡大を目指してまいります。

2. 本吸収分割の概要

当社は、2025年8月1日(予定)を効力発生日として、当社を分割会社、当社の100%子会社である株式会社YZ及び株式会社poolを承継会社とする会社分割(吸収分割)を実施し、事業に関する権利義務を2社に承継させます。

3. 本吸収分割の日程

(1) 取締役会決議日(当社)	2025年5月14日
(2) 本吸収分割契約の締結	2025年5月14日
(3) 定時株主総会決議日(当社)	2025年6月19日(予定)
(4) 本吸収分割効力発生日	2025年8月1日(予定)

4. 本吸収分割の当事会社の概要

① 吸収分割会社である当社の概要

(1) 名称	株式会社yutori
(2) 所在地	東京都世田谷区北沢二丁目5番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 片石貴展
(4) 事業内容	アパレルブランドの企画・運営
(5) 資本金	198,532千円 (2025年3月31日現在)
(6) 設立年月日	2018年4月4日
(7) 大株主及び持株比率 (2025年3月31日現在)	片石 貴展 27.17% 株式会社ZOZO 19.16%

② 吸収分割承継会社の概要

(1) 名称	株式会社YZ	株式会社pool
(2) 所在地	東京都世田谷区北沢二丁目5番2号	東京都世田谷区北沢二丁目5番2号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 船橋誠	代表取締役 片石貴展
(4) 事業内容	アパレルブランドの企画・運営	コスメブランドの企画・運営
(5) 資本金	5,000千円 (2025年5月14日現在)	5,000千円 (2025年5月14日現在)
(6) 設立年月日	2025年5月2日	2025年5月2日
(7) 大株主及び持株比率 (2025年5月14日現在)	株式会社yutori 100.00%	株式会社yutori 100.00%

※株式会社YZ及び株式会社poolは設立初年度であり、直前事業年度の財政状態及び経営成績はございません。

5. 分割する事業部門の概要

①ヤングカルチャー事業

1) 承継する部門の事業内容

ヤングカルチャーブランドの企画・運営

2) 分割する部門の経営成績（2025年3月期実績）

売上高 3,358,746千円

②コスメ事業

1) 承継する部門の事業内容

コスメブランドの企画・運営

2) 分割する部門の経営成績（2025年3月期実績）

売上高 130,551千円

6. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号）、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であり、損益への影響はない見込みです。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社yutori
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 広瀬 勉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桑井 祐介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社yutoriの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

監当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社yutori及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

株式会社yutori
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 広瀬 勉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桑井 祐介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社yutoriの2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社並びに主要な店舗及び倉庫において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

株式会社yutori 監査役会
常勤監査役 (社外監査役)
社外監査役
社外監査役

井 桁 遥
石久保好明
千原真衣子

以 上